

(別紙 1 - ②)
車両写真の添付

自動車登録番号

(注) 使用車両の写真 (斜め前・斜め後ろ・両側面(車両全体でなく許可番号等の確認ができる範囲) 計4枚添付、車両ナンバー、会社名等、車両全体が鮮明に写っているものに限る。) 鮮明に写らない場合は表示のアップも1枚添付

(別紙 2 - 2)

従事者証申請者一覧

	氏 名	住 所	担当業務及び資格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

(注) 1 清掃工場に搬入する従事者全員申請すること。

2 一般廃棄物収集運搬業従事者証交付申請書の申請者と同じ。

(別紙 3 - ③)
様式第 号 (第 条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私 ・ 当法人 は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(別紙 3 - ④)

1 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

事業の開始に要する資金の総額 その資金の調達方法	円
自 己 資 金	円
借 入 資 金	円

※自己資金の場合は金融機関の預貯金残高証明書等を、借入資金の場合は金融機関等の融資証明書等を添付すること。

(金融機関の証明書等を添付する)

--

2 事業の開始に際して新たな資金を必要としない理由

※既に他の市町村等で許可を有している等の理由で、本市における事業の開始に際して新たな資金を必要としない場合は、次の欄にその理由を記入すること。

--

様式17号(第18条関係)

従事者証交付・再交付申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住 所

氏 名

電話番号 ()

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第18条第3項の規定により、一般廃棄物収集運搬業・~~処分業~~従事者証の交付・~~再交付~~を受けたいので申請します。

記

住 所

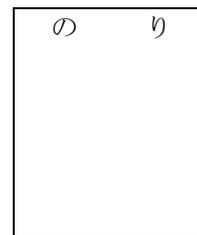
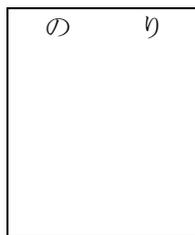
氏 名

職 名

生年月日 大・昭・平 年 月 日 生

写 真 添 付

- 1 6か月以内に撮影したものに限る
- 2 写真裏面に氏名を記入する
- 3 のりの部分だけのりづけする



サイズ (縦3.0cm×横2.4cm)

一般廃棄物処理申込書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住 所

名 称

代表者

一般廃棄物の処理を受けたいので、下記の処理業者に許可がおり次第、ごみの処理を依頼するため、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条第3項の規定により申し込みます。

記

業 種		
一般廃棄物の種類 <small>※該当するものを○で囲む。 可燃物にその他を記入する 場合、具体的に記入すること</small>	可燃物	紙屑・生ゴミ・ダンボール・木くず その他 ()
	不燃物	あき缶・あきビン・焼却灰
1ヶ月あたりの排出量	k g / 1ヶ月	
連絡責任者 氏名及びTEL	氏 名	
	T E L	
	所属部署	
年間回収回数	約 回	
一般廃棄物処理業者名 (住所・名称・代表者)		

※申込者による記入・押印なきもの無効

不明な点は前橋市役所環境部廃棄物対策課までお問い合わせください。

年 月 日

誓 約 書

(宛先) 前橋市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

私 ・ 当法人 は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条の 2 各号に掲げる者が、同条で規定する暴力団員に該当しない者であることを誓約します。

○前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条の 2

第 16 条の 2 市長は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による申請があった場合において、次に掲げる者が前橋市暴力団排除条例（平成 23 年前橋市条例第 38 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当すると認めるときは、当該申請に係る許可をしないものとする。

- (1) 申請者(申請者が法人である場合には、その役員)
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人
- (3) 政令第 4 条の 7 に規定する使用人
- (4) 申請者の事業活動を事実上支配する者

(参考)

○前橋市暴力団排除条例

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(注) 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定による申請とは、一般廃棄物収集運搬業の許可申請、一般廃棄物処分業の許可申請、又は一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業範囲の変更許可申請をいう。